

函館市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する運用基準

平成29年10月25日

改正 令和 2年 5月15日

第1 規模の基準について

- 1 床面積は、壁芯により算定したものであること。
- 2 パイプスペース等は、小規模なもの（各住戸部分につき床面積の合計が概ね0.5㎡以下）に限り、各戸の床面積に含むことができる。ただし、共用部分から点検等を行うものについては、各戸の床面積に含むことはできない。

第2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第12条第2号イのただし書きの規定による「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各住居部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」について

- 1 共用部分に備える共同して利用するための適切な台所は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - (1) 台所設備を備えていない住戸のある階ごとに備えられていること。ただし、当該住戸から入居者がエレベーター等を介し、容易かつ安全に移動できる場合は、この限りでない。
 - (2) 台所設備を備えていない住戸の半数以上が同時に利用できるものであること。
 - (3) 事業主等によって適切に管理され、良好な衛生状況が確保されていること。
- 2 共用部分に備える共同して利用するための適切な収納設備は、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - ・ 収納設備を備えていない住戸ごとに専有できるもので、利用しやすい適切な位置に備え、かつ、当該住居の入居者が施錠管理できるものであること。
- 3 共用部分に備える共同して利用するための浴室もしくはシャワー室は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - (1) 浴室もしくはシャワー室を備えていない住戸のある階ごとに備えられていること。ただし、当該住戸から入居者がエレベーター等を介し、容易かつ安全に移動できる場合は、この限りでない。
 - (2) 浴室の洗い場もしくはシャワー室のシャワーの合計の数は、浴室もしくはシャワー室を備えていない住戸概ね10戸につき1以上とする。

(3) 事業主等によって適切に管理され、良好な衛生状況が確保されていること。

4 1項から3項における共同して利用するための台所、収納設備または浴室もしくはシャワー室を備える「共用部分」とは、入居者が自由にもしくは入居者が同意した管理状況のもとで自由に利用できるものであること。